

八代市坂本町 復興まちづくり計画

～みんなで取り戻す 生き生き笑顔のさかもと～



令和4年3月
八代市

目次

ー八代市坂本町復興まちづくり計画ー

～はじめに～	1
第1章 計画の概要	2
1. 計画策定の目的	2
2. 計画の構成	2
3. 計画の対象地域	3
4. 計画策定の検討体制	4
5. 計画の期間	5
第2章 地区別復興まちづくり計画	6
1. 西部地区 復興まちづくり計画	10
2. 深水地区 復興まちづくり計画	16
3. 中谷地区復興まちづくり計画	22
4. 鮎婦地区 復興まちづくり計画	28
5. 藤本地区 復興まちづくり計画	34
6. 中津道地区 復興まちづくり計画	40
7. 田上地区 復興まちづくり計画	46
8. 百済来地区 復興まちづくり計画	52
第3章 復興まちづくりを支える主な取組	58
1. 災害公営住宅の整備	58
2. 坂本支所を中心とした生活サービス拠点の形成	64
3. 避難先の確保や新たな防災拠点の整備	68
参考資料	72
1. 豪雨被災からの復旧・復興	72
2. 計画策定までの経緯	74
3. 災害公営住宅整備へ向けた取組	76
4. 坂本支所周辺の賑わい再生に係る意見交換会 開催状況	77
5. 坂本支所周辺まちづくり学識者懇談会 開催状況	78
6. 避難先の確保や新たな防災拠点の整備へ向けた取組	84
7. 地区別懇談会 開催状況	87
8. 住まい再建へ向けた取組	92
9. 坂本町の復興へ向けた説明会	101

～はじめに～



令和2年7月4日、八代市を流れる球磨川の流域を襲った記録的豪雨により、特に八代市坂本町の各所においては、河川の氾濫、鉄道橋を含む4橋の流失、土砂崩れ、道路崩壊などが発生し、4名の尊い命が失われました。また、人的被害や公共インフラの被害に加え、宅地や農地に土砂や流木が流れ込むなど、坂本町の多くの皆さまの日常生活や経済活動に支障をきたすなど、大きな影響が生じました。

改めまして、この豪雨災害により犠牲となられた方々に哀悼の意を表しますとともに、被災された多くの皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

発災から1年8か月が経過し、地域の皆さまは少しずつ元の生活を取り戻しつつある一方、まだ多くの方々が仮設住宅などでの仮住まいを余儀なくされております。このような中、甚大な被害を受けました坂本町においては、一日も早い復興に向け、被災した家屋等の解体や河川に堆積した土砂の撤去などが進んでおり、道路の復旧や鎌瀬橋、坂本橋の仮橋の整備など、国、県をはじめ多くの皆さまのご支援・ご協力により、目に見える形で一步步着実に復旧が進んでいるところです。

本市では、令和3年2月に『みんなで取り戻す生き生き笑顔のさかもと』を基本理念とした「八代市坂本町復興計画」を策定しており、その中でも坂本町の復興を進める上で特に重要な取組や、それぞれの地区の復興に向けたまちづくりについて、より具体的に考え方や取組を示す「八代市坂本町復興まちづくり計画」を策定いたしました。

復興には、先の豪雨災害も踏まえた地域の防災力の一層の向上や、地域コミュニティの再生、地域活力の維持・向上に向けた取組も重要であり、併せて、住まいの再建や坂本支所周辺の生活サービス拠点の形成などを迅速かつ着実に進めていく必要があります。

今後も引き続き、地域の皆さまと一緒に、坂本町の復興を強力に推し進め、被災された皆さまが一日でも早く住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、引き続き国や県、関係機関の皆さまと連携を深めながら全力で取り組んでまいります。

令和4年3月

八代市長 中村博生

第1章 計画の概要

1. 計画策定の目的

令和2年7月豪雨災害からの坂本町の創造的復興を推進するため、令和3年2月に八代市坂本町復興計画を策定しています。この坂本町全体を対象とした計画では、基本理念である「みんなで取り戻す生き生き笑顔のさかもと」の実現に向け、「くらし・コミュニティの再生」と「産業・経済の再生」を両輪として、「社会基盤・防災の再生」で下支えすることによって、地域の復興を着実に推進していくことを目指しています。

現在、復興計画に基づき、国や県、関係機関と連携しながら、それぞれの分野に掲げる基本方針や主要な施策に基づく具体的な施策を実施し、地域振興につながる創造的復興を推し進めているところですが、地域ごとの課題や想いを踏まえながら、各地域の個性や特徴を活かし、地域ごとのまちづくりを進めることで、坂本町全体の地域振興につなげることが大変、重要です。

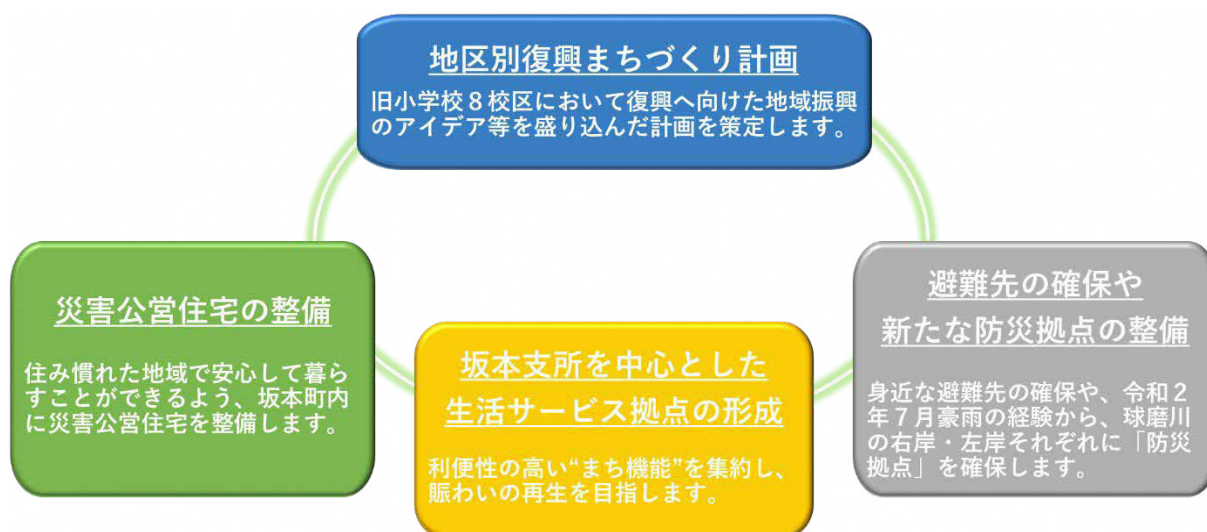
また、被災された方々をはじめとする住まいの再建や坂本支所等の再建、避難先の確保等は喫緊の課題であり、より具体的な検討を行う必要があります。

このようなことから、地域住民と一緒に、坂本町の一日も早い復興を推進するための「八代市坂本町復興まちづくり計画」を策定することといたしました。

2. 計画の構成

本計画では、旧小学校8校区（西部地区、深水地区、中谷地区、鮎俣地区、藤本地区、中津道地区、田上地区、百済来地区）ごとの個性を活かした「地区別復興まちづくり計画」、住み慣れた地域で暮らすための「災害公営住宅の整備」、坂本町の賑わいの再生を目指した「坂本支所を中心とした生活サービス拠点の形成」、令和2年7月豪雨の経験をもとにした「避難先の確保や新たな防災拠点の整備」で構成しています。

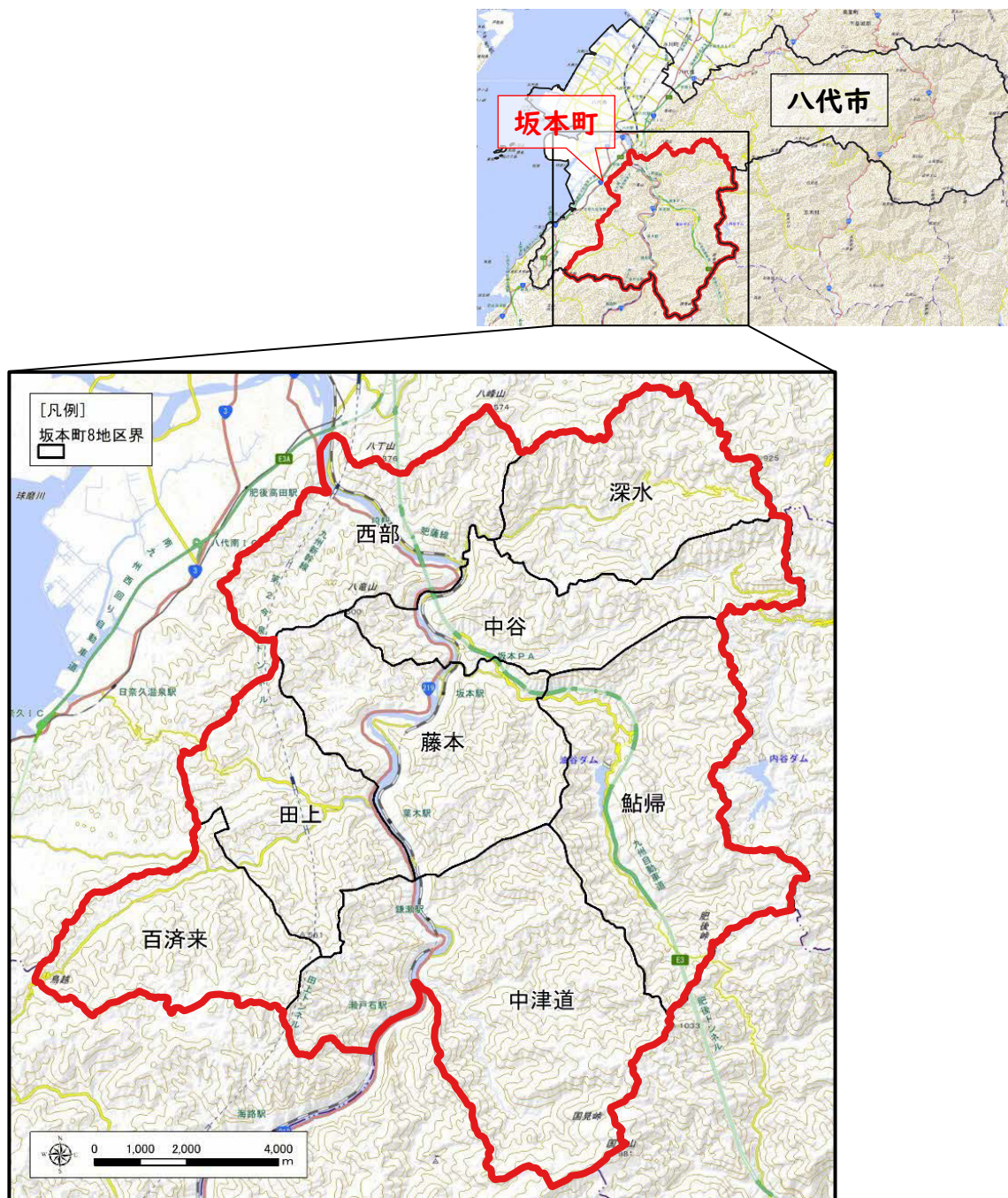
図1 本計画の構成



3. 計画の対象地域

本計画の対象地域は、「八代市坂本町復興計画」と同様、令和2年7月豪雨により甚大な被害を受けた八代市坂本町の全域とします。

図2 計画対象地域



出典：国土地理院地図

表1 対象地域の概要

面積	約 169 km ²	※市全体(約 681 km ²)の約 24%
人口	2,803 人	※市全体(123,553 人)の約 2.2%
高齢化率	61.8%	※市全体では 34.7%
世帯数	1,456 世帯	※市全体(56,689 世帯)の約 2.5%

出典：住民基本台帳（令和4年2月末時点）

4. 計画策定の検討体制

復興まちづくりは、住民と一緒に連携しながら進めていく必要があります。このことから、計画策定に向けては、計画を構成するそれぞれの取組について、住民や被災された方々のご意見やニーズを踏まえた検討を行っています。

(1) 地区別復興まちづくり計画の策定

地区ごとの個性を活かしたまちづくりを検討するため旧小学校8校区の地区別懇談会における検討を重ねながら、令和2年7月豪雨で被害を受けた地区における安全・安心な暮らしのための検討を行っています。復興まちづくりは球磨川や支川等の復旧事業や治水対策等とも密接に関係することから、国や県とも連携しながら計画策定に向けた検討を行っています。

(2) 復興まちづくりを支える主な取組

①災害公営住宅の整備

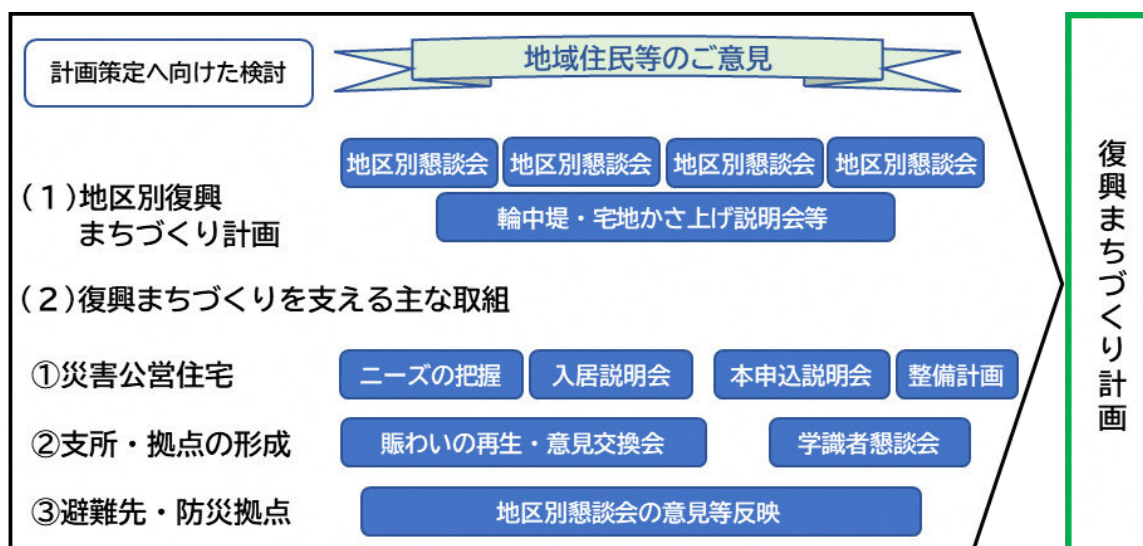
被災された方々への住まいを提供するため災害公営住宅の整備検討を行っています。被災された方々の意向を把握しながら被災前の地域コミュニティの維持にも配慮した検討を行っています。

②坂本支所を中心とした生活サービス拠点の形成

被災した支所周辺は、従来の生活サービス拠点であり、地域住民にとって利便性の高い「まち機能」を集約し、賑わいの再生を目指すことが重要です。賑わいの再生に向けて、郵便、金融、医療、各種団体等の皆さまとの意見交換を行うとともに、支所周辺のまちづくりに関し学識者の意見を踏まえた検討を行っています。

③避難先の確保や新たな防災拠点の整備

坂本町は広範囲に集落が点在しており、指定避難所は遠く避難が難しいなどの意見が寄せられています。この様な、身近な場所への避難に関する住民のニーズを踏まえ、「避難しやすい避難所の体制づくり」の検討を行っています。また、球磨川の氾濫等による交通網の寸断などで支所に被害がおよび、支所機能が喪失した場合に備え、球磨川の右岸・左岸それぞれ1箇所に防災拠点の整備の検討を行っています。



5. 計画の期間

令和2年7月豪雨による甚大な被害に加え、人口減少・高齢化の進行が顕著な坂本町の状況を考えると、できる限り早急に復興に取り組んでいくことが重要となります。

このようなことから、全体計画である「坂本町復興計画」を基に、より具体的かつ早急に取り組むべき各地区の計画として、令和3年度を初年度に概ね5か年の期間としています。

表2 計画の期間

年度		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026～ (R8)
復興まちづくり計画							
内容	地区別計画（旧8校区）		計画策定	計画実施			
				随時見直し	随時見直し	随時見直し	随時見直し
	災害公営住宅の整備	藤本・大門地区	設計等	整備			
		合志野地区	用地交渉 設計等	整備			
		中津道地区	設計等	整備			
		坂本駅周辺	計画・設計・整備				
	坂本支所等の整備		計画・設計・整備				
	避難先の確保		自主運営避難所制度設計・実施（地域への周知・指定等）				
	防災拠点の整備	右岸	計画・設計・整備				
		左岸	設計・整備				